明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定に基づき指定する件（内閣府・総務・経済産業一）　一
○沖縄振興特別措置法第二十九条第一項の規定に基づき指定する件（同二）　二
○無線機器型式検定の合格者の名称変更の件（総務一九二）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務二一〇）　四
○東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の有効期間の延長に関する件（外務一八三）　四
○国立民俗文化遺産研究所視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八四）　四
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一八五、一八六）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一四二一～一四二五）　四
○高圧ガス保安法第三十九条の十二第一項の規定に基づき認定保安検査実施者の認定を取り消した件（経済産業一二四）　四
○中小企業信用保険法第二条第四項第四号の規定に基づき災害及び地域を指定する件の一部を改正する件（同一二五）　四
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十条第一項の規定に基づく登録特定原動機検査機関の登録の更新に関する件（経済産業・国土交通・環境三一）　五
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十七条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づく登録特定特殊自動車検査機関の登録の更新に関する件（同三二）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通六二五）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同六二六～六二九）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同六三〇）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局二一五～二一八）　八

〔国会事項〕

官庁事項　八

〔人事異動〕

内閣　内閣府　財務省　八

〔叙位・叙勲〕　九

〔官庁報告〕

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一〇

〔資料〕

日本と世界の天候（平成二十四年四月）（速報）（気象庁）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁
財団、司法書士懲戒処分、証票無効　三

裁判所
相続、失踪、破産、免責、再生関係　二九

会社その他

告示

○内閣府　総務省　経済産業省告示第一号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第二十八条第一項の規定に基づき、情報通信産業振興地域を次のように指定する。

平成二十四年五月二十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
経済産業大臣　枝野　幸男

名称	区域
那覇市	那覇市全域
宜野湾市	宜野湾市全域
石垣市	石垣市全域
浦添市	浦添市全域
名護市	名護市全域
糸満市	糸満市全域
沖縄市	沖縄市全域
豊見城市	豊見城市全域
うるま市	うるま市全域
宮古島市	宮古島市全域
南城市	南城市全域
本部町	国頭郡本部町全域
恩納村	国頭郡恩納村全域
宜野座村	国頭郡宜野座村全域
金武町	国頭郡金武町全域
読谷村	中頭郡読谷村全域
嘉手納町	中頭郡嘉手納町全域
北谷町	中頭郡北谷町全域
北中城村	中頭郡北中城村全域